

第1章 計画の 基本的事項

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の役割と位置づけ

第3節 計画の対象

第4節 計画の期間

第5節 計画の構成

第1節 計画策定の背景

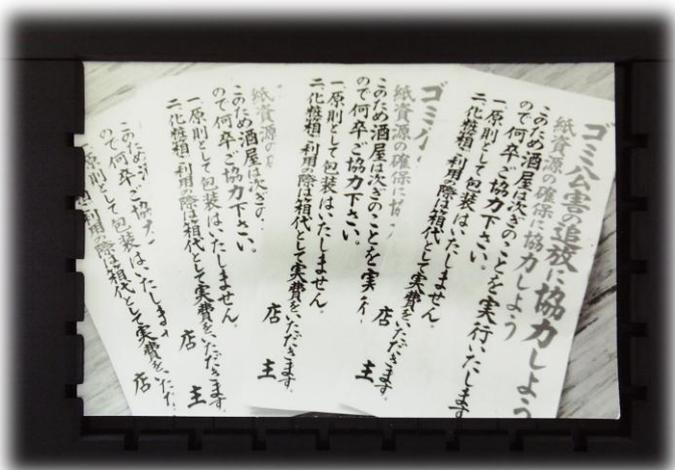
昨今の環境問題は、高度経済成長期に工業主体の経済社会構造へと変化したことで顕在化した公害問題から、利便性を求めて大量生産や大量消費、大量廃棄等の社会が引き起こした廃棄物問題、さらには、影響範囲がグローバル化している地球温暖化等まで大きく変化しています。

これらの環境問題の特徴としては、私たち一人ひとりの日常生活や通常の事業活動に起因しており、原因者と被害者を明確化することが困難になっていることや、短期的な解決が難しく長期的な対応が不可欠となっていることがあり、問題解決のためには、私たち一人ひとりのライフスタイルや社会経済活動の転換が必要とされております。

このことを受け、本市では、環境の保全について基本理念を定め、全ての主体の責務を明らかにするとともに、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、環境負荷の少ない持続的に発展することのできる“恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり”を目指すため、平成23年3月に「由利本荘市環境基本条例」を制定し、平成23年11月には、市民や事業者が本市の環境に対して日常で感じていることや、意見、要望等を確認するため「環境に関するアンケート調査」を実施しております。

また、東日本大震災やそれに伴う原子力発電所事故の影響は、安全で環境に配慮した再生可能エネルギーへの見直しを図る契機となっています。

本市でも、市民が健康でかつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来にわたって市民へ継承していくためには、一人ひとりが地球環境に関心を持って魅力ある環境まちづくりを推進する必要があると、市民・事業者・行政が共通の認識に立ちながら、さらに連携を強化して取り組むことが求められています。



←【左写真】

昔から取り組まれていたごみの減量化活動（酒飯店での取組）

第 2 節 計画の役割と位置づけ

本計画は、由利本荘市環境基本条例第 8 条に定められた「由利本荘市環境基本計画」であり、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものです。本計画の役割は以下のとおりです。

①環境施策に対する基本的方向付け

本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を示し、環境に影響を及ぼすおそれのある行為や行動の展開については、本計画との整合を図ることにより、十分な配慮が行われるように役割を果たします。

②住みよいまちづくり

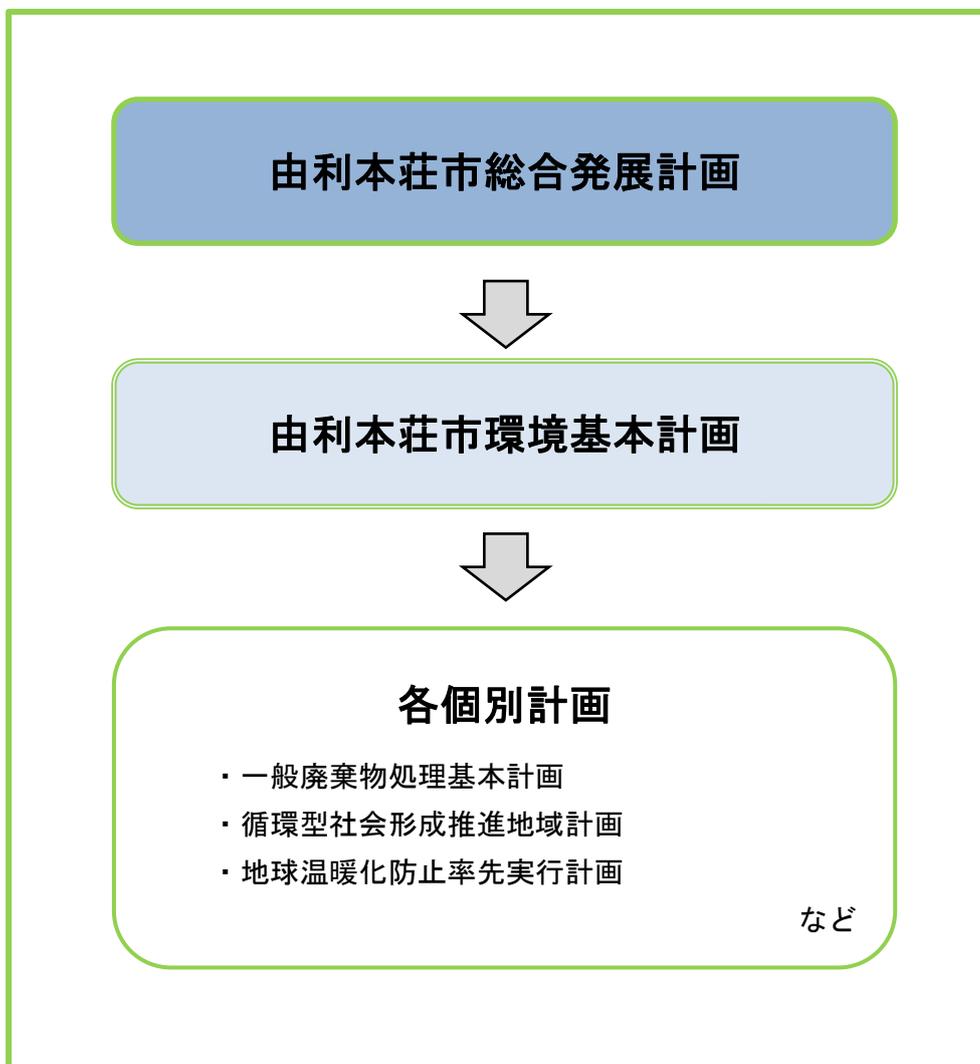
まちづくりや快適な暮らしを追求する上では、生活環境や自然環境との調和、調整が不可欠であるため、相互が相乗的に発展していくために、住みよいまちづくりを環境面でサポートする役割を果たします。

③各主体の環境配慮行動促進

今日の環境問題を解決するためには、市民、事業者、行政が共通認識のもと、各主体の立場に応じて環境に配慮した行動を実践する必要があるため、具体的な取り組みの指針を示し、それぞれの積極的かつ自主的な行動を促進する役割を果たします。

また、本市の計画体系の中では、由利本荘市総合発展計画で掲げる本市将来像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置づけます。

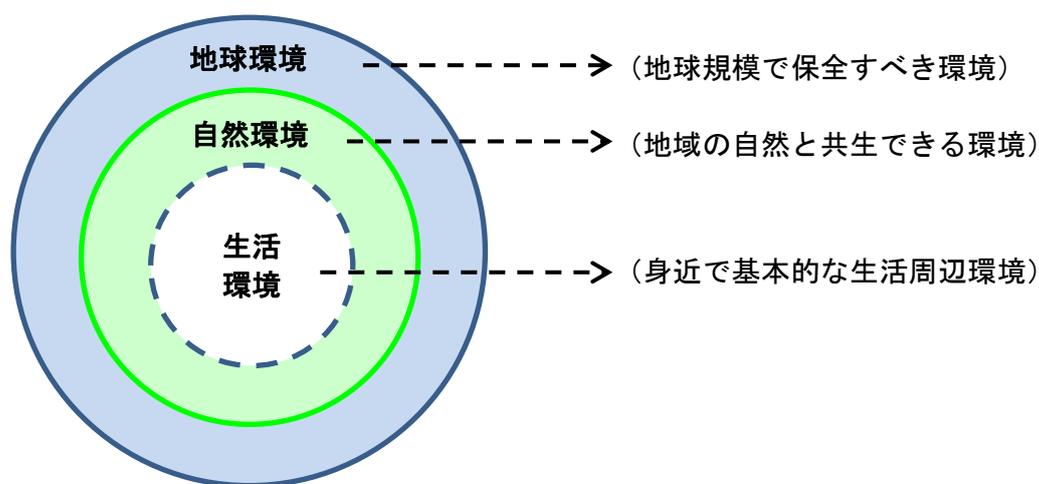
▼計画の位置づけ



第3節 計画の対象

本計画の対象範囲としては、由利本荘市環境基本条例第2条（定義）、第7条（基本方針）等の規定を踏まえ、「生活環境」「自然環境」「地球環境」とし、これらの密接な関係を幅広く捉えることとします。

▼計画の対象

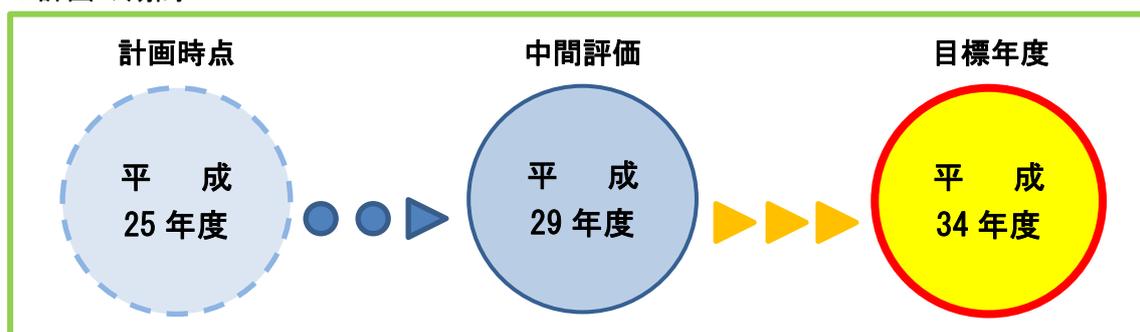


第4節 計画の期間

今日の環境問題は、原因の複雑さや時間的広がりを持つことから、中長期的な視野に立って取り組む必要があるため、本計画は、平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間を計画期間とします。

ただし、急速な社会情勢の変化等に対応する必要もあり、必要に応じて適宜見直しを行い、特に計画期間半ばの平成29年度においては計画の中間評価を行います。

▼計画の期間



第5節 計画の構成

本計画の構成は次のとおりとします。

▼計画の構成

第1章	計画の基本的事項
第2章	由利本荘市の概要
第3章	目指すべき環境像と基本方針
第4章	環境施策の展開
第5章	計画推進のための取り組み
第6章	資料編